

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(令和2年度青森県提案分)

管理番号	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	追加共同提案団体			
54	秋田県、青森県、岩手県、宮古市、久慈市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大湯村、羽後町、姫路市、高知県	北海道、旭川市、盛岡市、花巻市、遠野市、釜石市、宮城県、福島県、郡山市、須賀川市、横浜市、川崎市、小田原市、富山県、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、西尾市、滋賀県、京都市、城陽市、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、宇和島市、大牟田市、久留米市、宮崎県、宮崎市、九州地方知事会	地方創生推進交付金の対象経費の拡充	地方創生推進交付金について、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員の旅費、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業、お試し移住等に係る個人への旅費を対象経費とすること。	【対応方針に記載なし】 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	神奈川県、滋賀県、大阪府、香川県、高知県	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	法令の解釈に関するQ&A集の作成、公開し、法令の解釈を明確化すること。	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
23	石川県	苫小牧市、青森県、岩手県、酒田市、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、中井町、新潟市、加賀市、名古屋市、豊田市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、大分県、宮崎県、沖縄県	社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出	押印文書の提出の電子化(PDF提出、電子署名等)を図ること。	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
102	福井県	青森県、神奈川県、滋賀県、京都市、大阪府、山口県、香川県、高知県、大分県、宮崎県	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告を廃止または簡素化すること	5【経済産業省】 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。
110	岡山県、中国地方知事会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、高知県、大分県	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	獣医師法第22条に基づく届出を原則オンライン化にすること。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化すること。	5【農林水産省】 (2)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。 ・令和4年度の届出からオンライン化する。 ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
129	京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、横浜市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊田市、西尾市、大阪市、八尾市、広島市、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システムに入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)すること。	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。
132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県	北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、群馬県、前橋市、千葉県、新潟県、山梨県、南知多町、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、宮崎県	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、島根県、上板町、鹿児島県	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を經由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みに見直しすること。	5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(令和2年度青森県提案分)

管理番号	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	追加共同提案団体			
168	島根県、中国地方知事会	旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、群馬県、高崎市、川越市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊田市、西尾市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県	社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し	社会資本整備総合交付金に係る諸手続等(整備計画策定・実施に関する計画・交付申請等)について、以下の事項を改善すること。 ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保すること。 ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出或いはメール提出にすること。 ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。
191	神奈川県	青森県、愛知県、高知県	建築士法における都道府県經由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化	建築士法第10条の3及び第15条の7に規定されている都道府県經由事務の廃止。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消し申請に係る国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一し、申請窓口等を一本化すること。	5【国土交通省】 (4)建築士法(昭25法202) 一級建築士の免許等に関する書類の提出、届出及び書類の交付(10条の3)並びに一級建築士試験の受験の申込み(15条の7)に係る都道府県經由事務については、廃止する。 その際、一級建築士の住所等の届出(5条の2)、死亡等の届出(8条の2)、免許の取消しの申請(9条1項1号)及び失踪宣告の届出(施行規則6条4項)の窓口について、運用において、中央指定登録機関(10条の4)が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化する。
192	神奈川県	旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、ひたちなか市、高崎市、川越市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県	社会資本整備総合交付金制度の完全電子化	社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化	5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)]
221	埼玉県	青森県、いわき市、前橋市、高崎市、愛知県、兵庫県、山口県、高知県、熊本市、沖縄県	建築基準法第15条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化	建築基準法第15条第1項及び第2項の「建築工事届」「建築物除却届」及び同条第3項の「建築物災害報告書」の内容をオンライン化すること。	5【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) (ii)建築統計の作成(15条4項)については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、建築主が届け出る建築工事届及び建築物除却届の様式を、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記が容易となるよう変更する。 また、地方公共団体からの意見を踏まえて、建築統計に関する手続のオンライン化について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
222	埼玉県	青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県	「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。	5【内閣府】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省:総務省、文部科学省及び厚生労働省)
233	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	青森県、福島県、茨城県、愛知県、高松市、愛媛県、高知県、宮崎県	起業支援金制度における補助対象期間等の見直し	応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。 また、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。	【対応方針に記載なし】 「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」と整理